

令和 4 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 9月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 2 2 |
-

令和 4 年 9 月 3 0 日 (金曜日)

建設環境委員会会議録

令和4年9月30日 金曜日

午前10時00分開議

午前11時46分開議（実時間98分）

建設部長	沖田良三君
建設部次長	高木剛生君
建設部次長兼 建築指導課長	宮端晋也君
下水道総務課長	福浦亮二君
下水道総務課 主幹兼経営係長	園田哲次君

○本日の会議に付した案件

1. 議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）
1. 議案第71号・八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について
1. 議案第72号・八代市建築基準条例の一部改正について
1. 議案第73号・八代市手数料条例の一部改正について
1. 議案第63号・令和3年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査

○記録担当書記 谷口一輝君

（午前10時00分 開会）

○委員長（上村哲三君） それでは、皆さん、おはようございます（「おはようございます」と呼ぶ者あり）定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨に関連する予算、事件、条例案等につきましては特別委員会に付託となりますので、御承知お祈りいたします。

○本日の会議に出席した者

委員長	上村哲三君
副委員長	谷川登君
委員	太田広則君
委員	木村博幸君
委員	谷口徹君
委員	山本幸廣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長	谷脇信博君
市民環境部次長	嶋田和博君
循環社会推進課長	田中和彦君

◎議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）

○委員長（上村哲三君） それでは最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

歳出の第4款・衛生費について、市民環境部より説明願います。

○市民環境部長（谷脇信博君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会に付託されております市民環境部関係、第4款・衛生費につきまして、次長の嶋田より説明をいたさ

させていただきますので、御審議方よろしく願いいたします。

○市民環境部次長（嶋田和博君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の嶋田でございます。

着座にて説明させていただきます。

別冊となっております予算書の3ページをまず御覧ください。

款4・衛生費、項2・生活環境費で、補正前の額21億4162万1000円に、補正額590万4000円を計上し、補正後の額を21億4752万5000円とするものです。

次に、12ページを御覧ください。

款4・衛生費、項2・生活環境費、目5・塵芥処理費で590万4000円を補正し、補正後の額を14億933万円とするものです。

今回の補正は、右側の説明欄にありますとおり、ごみ収集管理事業に関するものでございます。

それでは、節ごとに説明をさせていただきます。

まず、節10・需用費511万9000円は、啓発看板及び啓発チラシの作成経費、節17・備品購入費16万8000円は、ビデオカメラ5台分の購入経費、節21・補償、補填及び賠償金61万7000円は、燃料費の高騰に伴い、影響を受けたごみ収集運搬業務委託業者への補償を行う経費を補正するものです。

今回、ごみの不適正排出や集積所からの資源物の持ち去りを防止するため、八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の改正を今議会に提案させていただいております。この改正案においては、罰則やビデオカメラの設置に関する規定を設けることとしておりますことから、これを広く市民に周知するために必要な経費などを補正するものでございます。

また、昨今の燃料費高騰により影響を受けたごみ収集運搬業務委託業者への補償につきまし

ては、今年度分の4月から6月までの燃料費の大幅上昇分に伴う補償に必要な経費を補正するものです。

なお、財源は全て一般財源となっております。

以上で八代市一般会計補正予算・第5号中、市民環境部関係の説明とさせていただきます。審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑があればお願いします。

○委員（谷口 徹君） 節10の需用費の中で、啓発看板を作成されるのと啓発チラシを作成されるのがあると思います。啓発チラシのほうは、これは対象者は全市民ということでよろしいでしょうか。

○循環社会推進課長（田中和彦君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）循環社会推進課、田中です。

今、お尋ねのありました点でございますけれども、今回の啓発チラシにつきましては、広報やつしろ12月号に折り込むことを想定をいたしております。ですので、対象は市内の全居住者となります。

以上です。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） はい。

○委員長（上村哲三君） まだある。

○委員（谷口 徹君） ビデオカメラのほう、すいません。節17・備品購入費になりますけれども、ビデオカメラ購入費16万8000円。5台設置されるということなんですけれども、場所等は決定されているかどうかお聞きしたいと思います。

○循環社会推進課長（田中和彦君） ビデオカメラの設置場所についてですけれども、現在、不適正排出等の御相談が寄せられているところですが、おおよそ市内で30か所程度でございます。

この中で、排出頻度と申しますか、違反頻度が高いところから、順に設置をしていくということで計画をしております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） いいですか。

○委員（谷口 徹君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（太田広則君） まず、ちょっと関連を
してですね、今の質問で。看板は啓発看板とい
うことで、これは資源ごみのステーションなの
かということですね。燃えるごみだったらく
さんあるんですね。まずは、基本は資源ごみ
だろうと思うんですけど、何か所あるのかとい
うのと、それから、ついでに、ごみ収集業者さ
んへの補償金ございますが、これは1台につき
というふうな捉え方なのか。業者さんに、例え
ば何社かあったらそこに分配するのか。その詳
細をちょっと補償金の詳細を教えてくださいな
らばというふうに。

この2点お願いします。

○循環社会推進課長（田中和彦君） ではま
ず、1点目の看板についてでございますけれど
も、現在可燃の集積所が市内で3075か所、
資源の集積所が622か所ございます。今回に
つきましては、罰則を伴う条例の改正ですの
で、今回要求しております予算につきまして
は、この可燃と資源、両方の箇所に対応する看
板のほうの枚数を要求しております。

続きまして、燃料費の補償の部分につきま
してですけれども、こちらにつきましては、今年
の6月末までの収集が2か年の契約となってお
りました。令和2年の7月1日から今年の6月
末までの契約でございます。この部分につきま
して、契約当時の八代市と八代市役所石油製品
納入業者連合会とのいわゆる基準となる価格な
んですけれども、こちらは軽油が116.37
円でございます。ただ、今年度4月に至って

は、大体、軽油が1リットル当たり154円と
か6円とかという金額でしたので、この差額分
につきまして、八代市と八代市が収集をお願い
しております業者さん、こちらが8社ございま
すけれども、こちらにつきまして、燃料費の実
績、私どもが試算したですね、試算値に応じ
て、お支払いをするという予定としておるもの
でございます。

以上です。

○委員（太田広則君） はい、分かりました。
ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですね。
ほかにありますか。

○委員（木村博幸君） 関連するような内容で
すけど、ビデオカメラで持ち去りを監視する
というところですが、これは常時監視なのか、そ
れとも、録画したのを検証して見ていくのか。
違反があったところから通報を受けて、遡って
そのビデオを見ていくのか。そういったネット
を使って常時監視するわけではないのか。その
辺、どういうシステムで監視をしていくのか、
検証の仕方、もしその案があればちょっと教え
ていただければと思います。

○循環社会推進課長（田中和彦君） 今のビデ
オカメラの映像の確認につきましてですけど
も、想定しておりますのが、町内から御相談あ
りましたところに設置をしておりますビデオカ
メラで、中に映像データが残るような形になり
ます。残念ながらクラウドを使用しました24時
間監視という形ではございません。

そちらの違反が発生したという事案を、ま
た、地元の町内会長さんなどからいただきまし
て、ビデオカメラを回収して、中のデータを確
認して、私どもとしては、排出されている時間
帯であったり、車で来ていらっしゃるのか、歩
いて来てらっしゃるのか、はたまたその人数で
あったり、そういうものを知ることによりまし
て、私どもの職員がその時間帯に出向いたりで

すね、そういう部分で、指導強化につなげられればというふうに考えております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） いいですか。

○委員（木村博幸君） いいです、はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにございますか。

○委員（山本幸廣君） まずもって、今回の条例を改正する。そして罰則の規定、そして今の燃料高騰等も含めてね、可燃も資源も含めてですけれども、その予算について私は何も言うことないんですが、要は先ほど質問があったようにですね、需用費と補償金ですよ。これについては、今説明があったけん、理解をしますが。要はその罰則、ビデオまでつけて罰則をして、罰則をする人というのは市民の対象なんですよ。市民の方なんですよ。ですね。何か悪者という気持ちじゃなくしてからですね、要は罰則となれば、条例まで改正して罰則をする。そういうことになればですね、私はやっぱし、どういような罰則をされるのか、まず聞かせてください。

○委員長（上村哲三君） 条例。今、予算だから。（「条例の件、この後でやる」と呼ぶ者あり）

○委員（山本幸廣君） この後だね。

○委員長（上村哲三君） この後分かります、条例は。

○委員（山本幸廣君） はい、分かった。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） この予算についても、可燃ごみの収集の363万^円等々についても、これだけでいいのかな。提出するということになれば。

燃料のこの差額については、もうほとんど業者の方々は御満足されたわけ。差額についての。

○循環社会推進課長（田中和彦君） 燃料費の

補填の額についてですけれども、こちらにつきましては、まず、私どもが委託をお願いしております、業種ごとをお願いしております業者さんからの申入れをスタートとしてお話をさせていたいただいております。

私どもの算定した金額及びその根拠ですね、というものを一応お話をさせていただいております、今のところ、業者さんとしては、納得をいただいている金額。3か月分ですので、納得いただいている金額となっております。

以上です。

○委員（山本幸廣君） もう一つ、啓発の中でですね、啓発の看板。私の町内はもうほとんどが町内の区の方々、管理は可燃ごみの収集の管理をする人の名前で組合をつくっておるんですよ。そこで管理をするようにしております。

啓発んとは、八代市の看板、それともどういような看板。

○循環社会推進課長（田中和彦君） 現在、想定しておりますのが、その罰則を規定とかを設けました八代市としての看板を予定しております。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにございますか。

○委員（山本幸廣君） 今、説明があったんですけど、今の看板を我々設置してた。それはもう撤去するわけやな。

○循環社会推進課長（田中和彦君） 現在設置しております看板の撤去するかという部分につきましては、看板を掲示するスペース等の関係もございますので、こちらにつきましては、各町内の役員さん、市政協力員さんはじめとするその方と御相談をさせていただきながら、今回の啓発看板を追加で設置するのか、入れ替えるのかという部分で判断していきたいと考えております。

以上です。

○委員（山本幸廣君） そういうふうにしてか

ら、現場とですね、しっかり協議しながらですね。私の前には、バス停も一緒なんですよ。可燃ごみ収集と収集のど真ん中にバス停があってですね。それと町内長とも、たいぎゃあ議論したんですけども、最終的にはやっぱりそういうふうに市からの指定ということで、まず、ごみの収集場なのに、バス停があるというのは、日本全国行ってもないと思いますよ。それもどうか検討してください。一緒にですね。

同じような看板が、大きな看板がうちは横にしておりますから。そういう箇所もあると思いますよ。それについては、やっぱり一律に、今回の啓発の看板を設置するとですね、罰則を含んだ中で。

うちも罰則で書いているんですよ、組合の中で。そういうことですが、それ八代市がまねするぐらいなもんですよ。しっかりしてください。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（谷口 徹君） 先ほどからの看板なんですけども、早くていつぐらいの設置になるか、時期的なものを教えていただけますか。

○循環社会推進課長（田中和彦君） 看板の設置時期につきましてですけども、この後の条例審議の部分に関係いたしますが、条例のほうを1月1日からの施行で現在事務局としては考えております。ですので、この条例施行に間に合わせるような形で、12月中には各町内への配布を行いたいというふうに現時点では考えております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） はい、ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（太田広則君） 今ですね、この問題は、先ほど山本委員言われたように、町内レベルで非常にですね、区長さんあたりが町内会長さんあたりが苦勞されています。なぜかと言うと、エコエイトができてから、ごみの減量——今減っているかどうか分かりませんが、非常にマナーが悪くなっているという中でですね、一度、私はお電話いただいたことあるんですが、テレビで、ペットボトルは、もう燃えるから分別しないでいいというですね、何か専門家の放送されたんですね。それで、八代市はペットボトル分別しているじゃないですか、どっちが正しいんですかというようなですね、お問合せもありました。

そうした中で、市民もですね、意外ともう一回、八代市が環境省から優良事例として評価されている23品目への分別でしたかね。表彰されるぐらいの自治体でありますので、もう一回ですね、市民のこの啓発チラシも含めて、この分別のマナーですね。私の地域、町内では、もうずっと放置してあります。分別悪いやつは持っていけません。ところが、それが、置場所によっては気づかないんですね。ですから、もう本人たちは、持ってきた人は気づいてないんですね。

だから、そういったことも含めてですね、もう一回、この啓発チラシと看板、立てたからよくなるかなあという気がしないでもないんですが、この条例のところでね、いろいろ変わるといことなので。しっかりとこの分別マナーをですね、もう一回徹底しておいてもらいたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○委員（山本幸廣君） 委員長、意見でよか。

○委員長（上村哲三君） いいですよ。

○委員（山本幸廣君） これはもうお願いという形にもなるわけですが、意見というですね、委員長のあれですから。

可燃物収集される委託業者に対してですね、もうとにかくそのマナーが悪い。私も何回もその現場に会うんですけども、2人来てから、3人来てからぶりやってから、あとは何もしないとかですね。もうそのままです。誰か1人ぐらいはですね、やはり交通の整理を1人はするとかですね、危なかったこと、何回もありますよ。後ろから打ち当たるような状況で。うち回り、幹線道路ですから。

もうそこら辺りは、2人でやって、運転手が1人乗って、後ろから2人でぼい込んで、さーって行く。次に行く。左も右も止めとる。やっぱこれについてはですね、やっぱ指摘をしなきゃいけない。私も初めてなんですけども、ズ一とです。

それと、市民の方々も、よその収集箱に車から通勤のときにぶりやって行かれる。私も毎日のように立って、掃除も毎日のようにしますけどもね。やっぱ下のほうから来られた方がぶりやって行かれるし、それでから、もうオーバーフローしてからですね、それにカラスが来るし、私も毛布ばきちっと作っておりますから、毛布をかけるとかですね。そういう対策をしとるわけなんですけども、なかなかずっと町内見てもですね、やっぱそういう収集業者の方々がいい人ばかりじゃありません。悪い人もおられるからでしょう。だけど、いい人ばかりとっているんですけども。

そういう、私、ドライバーの方々の様子というか、行動があるということですね、執行部もそこ辺りについては、対応したらいいんじゃないかなと思う。

交通で、物すごく危ないです。通学道路ですからね。通学している生徒がずっと自転車で行きよん中で、もうばんばんやって打ち込んでか

ら、運転手は乗ったまま。2人のときは2人来ますよ。だけど、後ろも見ないというような状況で、危険性があるということで、よろしくお願ひしときます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（谷口 徹君） 条例の部分で触れたいと思ったんですけども、山本議員、太田議員、話されたので関連で。

○委員長（上村哲三君） 条例は後でありますから。

○委員（谷口 徹君） はいはい。触れようと思ったんですけども、関連がありますので。

○委員長（上村哲三君） 予算でお願いします。

○委員（谷口 徹君） はい。一般質問で触れましたけども、ごみの出し方ルール遵守については、市政協力員さん、町内長さんたち、必死にやってらっしゃいます。というのも、担当課をおもんばかっての行動なんですよ。

ルール違反の指定袋が残置されて、それをゆくゆくは、担当課の循環社会推進課の方が取りに来られると。自分たちの力でどうにかしようということで、ルール違反のごみが出ないように、町民に呼びかけて。その中でひどかったのが外国人の方だったということで、自分たちで外国人の方にルールを教えたいというふうに行動されたときに、市民課のほうに尋ねて行ったら、国籍のほうは話せない。そのことを市民活動政策課のほうに相談に行ったら、市民課のことですからということで、ちょっと対応のほうですね、親切にしてくれなかったと。

これ、全部市民環境部のことですので、ぜひ関係課のほうで連携していただいて、市政協力員さんたちからの相談については、きちんと対応していただければと思います。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) なければ、以上で第4款・衛生費についてを終了します。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

(午前10時21分 小会)

(午前10時22分 本会)

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

次に、歳出の第7款・土木費について、建設部より説明願います。

○建設部長(沖田良三君) 皆様、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 建設部長の沖田でございます。

それでは、本委員会に付託をされました議案のうち、議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号中、建設部所管分につきまして、高木次長より説明いたさせますので、よろしく御審議方お願いいたします。

○建設部次長(高木剛生君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 建設部の高木でございます。よろしくお願いいいたします。

着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長(上村哲三君) どうぞ。

○建設部次長(高木剛生君) ありがとうございます。

それでは、お手元の議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算書・第5号をお願いいたします。

13ページをお開きいただき、下の表を御覧ください。

款7・土木費、項1・土木管理費、目2・建築総務費は、補正額347万5000円を増額補正し、3億4161万9000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国県支出

金が260万5000円、一般財源が87万円で、全て節18の負担金補助及び交付金でございます。

内容は、表の右説明欄に記載しております、八代市吹付けアスベスト除去等事業が250万円、八代市がけ地近接等危険住宅移転事業が97万5000円でございます。

別冊の委員会資料、議案第64号、建設部所管分の3ページを御覧ください。

八代市吹付けアスベスト除去等事業の概要を示しております。この事業は、市民の健康被害を未然に防止するため、建築物に施工したアスベストの除去などに要する費用の一部を補助するものでございます。

今年度になりまして、補助を使い、除去したい旨の申出が1件ございましたので、この補助金を交付するための経費の補正をお願いするものでございます。

また、4ページから、八代市がけ地近接等危険住宅移転事業の概要を示しております。この事業は、住民の生命・財産を守るため、土砂災害のおそれのある地域から安全な地域へ移転する際の費用の一部を補助するものです。

先ほどの事業と同様に、補助を使い移転したい旨の申出が1件あったため、経費の補正をお願いするものでございます。

以上、議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○委員長(上村哲三君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありますか。

○委員(太田広則君) この吹付けアスベスト除去事業、久しぶり出てきた。もうひと頃はですね、一般質問も取り上げられるような、このアスベストの問題だったんですけども。今年度1件ということで、久しぶりにあったというこ

とで、ふだん、この申請された方は、周知広報ですね、まだしっかりとした周知広報をどこで、市はやっているのか。多分ホームページだろうと思いますが、その周知広報の確認はどこですればいいのかというのをちょっとお聞かせください。

○建設部次長兼建築指導課長（宮端晋也君）

失礼いたします。周知の方法でございますけれども、広報紙に年1回載せることと、あとホームページに掲載をしているところです。

今回お願いしてますのは、アスベストの除却の補助についてお願いしてございますけれども、アスベストの分析調査についても補助制度がございますので、まず、分析をしていただくという周知をまずしております。その結果が出まして、アスベストが含有しているという方に対して、この除却の制度もございますということを案内しているところです。

以上でございます。

○委員（太田広則君） 件数的にはどうなんでしょう。まだ多いですかね。

○建設部次長兼建築指導課長（宮端晋也君）

失礼します。調査分析のほうがですね、平成21年以降ですけども、合計で22件ございました。その中で、近年が多いんですけども、令和に入りまして、今年度まで含めて15件の調査分析の補助をしております。その中で、含有が認められましたものが4件ございました。それ以外は含有がなかったということですね。

そのうち、除却の申請がございましたのが、今年度は、今回が初めてということですよ。それ以外の2件につきましては、露出してアスベストがあるという状態ではなくって、天井裏ですとか、機械室ですとか、一応は囲い込みをされているという状況ではあります。

以上でございます。

○委員（太田広則君） よく分かりました。経緯は分かったんですが。今も、先ほど、含有に

禁止薬物が使われているということで、今のアスベストはもう全然人的被害はないというふうに捉えていいんですか。改良されていると、いいんですかね。その辺ちょっと分からないんですが、教えてもらえれば。

○建設部次長兼建築指導課長（宮端晋也君）

アスベストと呼ばれるものの種類にも幾つかございますけれども、これは建物の断熱性ですとか、保温性、そういう部分が必要なところに使われてたんですね。今現在もそういう防火性が必要な規定をクリアするために吹きつける材料がございまして、現在使われている材料にはアスベストは含有することは禁止されております。

以上です。

○委員（太田広則君） 分かりました。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（谷口 徹君） 補助の対象者が建築物を所有する人と、あと共同住宅の場合は管理組合の代表者ということになっているんですけども、大方、解体のときに、この事業をされるのかなと思うんですけども、解体をされている事業者さんはこの制度はもうほとんど周知されているということで、理解してよろしいんでしょうか。

○建設部次長兼建築指導課長（宮端晋也君）

失礼します。解体工事を行う際には、まず、アスベストが含有している部材があるかどうかという調査をまず事前にする必要がございます。

そういう意味から、解体をする業者さんには、このアスベスト関係につきましては、きちんと手続をして、解体する際にはですね、届出等も必要になりますので、周知は十分されていると思います。

以上です。

すいません。この事業について周知がなされ

ているかどうかですよね。特段、その業者さん向けに、特別にこの事業の周知をしているわけではございませんが、先ほどと同じように、市報に年1回掲載したり、ホームページで掲載をしているところです。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（木村博幸君） 有害なアスベストというのは恐らく建築基準法が変わって、それ以降使えなくなったということで、それは何年度以前の建物が対象になっているかというのは、多分あると思うんですよね。そういう建物が、知らず知らずに名義が変わって受け継がれて、受け継いでいた人は、そういうのをあまり気づかずですね、多分スレートの裏とかですね、暴露するようなところに吹きつけてあるんだろうと思います。何年度以前が悪いやつですか。分かれば教えてください。

○建設部次長兼建築指導課長（宮端晋也君）

すいません。いつの建物からそういうのが使われているかということに関しましては、すいません。今、手元にご覧にならないので、ちょっとお答えができませんが。

今、分かっている範囲でお答えさせていただきますと、昭和50年に吹きつけアスベストの作業を原則禁止というのが出てます。このときは、アスベストの含有率が5%以上のものに対してです。昭和55年に業界による自主規制により、アスベスト含有吹きつけロックウールの使用禁止をされております。

それから平成7年に入りまして、吹きつけアスベスト含有率1%以上のものにつきまして、作業を原則禁止ということになりまして、平成18年度からはアスベスト含有率0.1%以上の製造使用を全面禁止ということになっております。

以上でございます。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます。そういうことで、平成18年の0.1%までは、それで工法的にですけど、使われた建物については、今後、解体とかするときにはやっぱり事前調査しないと、危ないというような工事が出てくるということで、この予算については、継続的にずっと使われていくのかなと思いますので、案件が出てきたらですね、随時、対応していただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 意見でよろしいですか。

○委員（木村博幸君） はい、意見でいいです。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。ここでお願いします。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければこれより採決いたします。

議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時35分 小会）

（午前10時36分 本会）

◎議案第71号・八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第71号・八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○循環社会推進課長（田中和彦君） 改めました、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）循環社会推進課の田中でございます。

着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○循環社会推進課長（田中和彦君） それでは、議案第71号・八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について説明をいたします。

本件は、本市の燃えるごみや資源物の集積所における不適正排出などの指導強化を目的とし、八代市ごみ問題等対策検討会の提言を踏まえ、当該条例の一部を改正するものでございます。

資料1の八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の改正案を御覧ください。

朱書きで示しております部分が今回改正を行う主なところでございます。改正の部分とその概要を御説明いたします。

資料2ページを御覧ください。

まずは、第13条でございます。

これは、集積所への排出状況等の調査を行うために、ビデオカメラの設置及び排出物の調査に関する規定の新設となります。集積所へのビデオカメラの設置に関しましては、不適正排出などが発生している町内の市政協力員の方々からの要望が多く寄せられております。今回、市が廃棄物の排出状況などの確認を行うために、ビデオカメラを設置することに関する規定を設けたものです。

次に、14条及び15条でございます。

これは、不適正排出や持ち去りなどを行った

者に対します改善勧告等や改善命令に関する規定の新設となります。

現在の条例では、このような規定がなかったため、違反者に対しては、文章や口頭で注意し、改善をお願いする指導しかできませんでした。今回、より強い指導を行うために新設したものです。

主な点といたしましては、分別を行わずに、廃棄物を集積所に出した市民等に対する勧告及び勧告に従わなかった場合の氏名などの公表が可能となります。

次に、適正に分別せず、一般廃棄物を環境センターに搬入した事業者に対する勧告及び当該勧告に従わなかった場合の事業所名の公表が可能となります。勧告に従わなかった者に対しましては、改善命令を行えるようになります。資源物の集積所から勝手に持ち去り行為を行った者に対して改善命令が行えるようになります。

次に、資料の4ページを御覧ください。

次に、28条でございます。

これは、さきに述べました改善命令などに従わなかった場合などに対する罰則規定の新設となります。

具体的には、可燃ごみの不適正排出者が改善命令を受けてもなお改善しない場合に、2000円以下の過料を科すことが可能となります。

また、資源物の持ち去りを行った者が、改善命令後もなお改善しない場合には20万円以下の罰金を科すことができるものです。

このような行政処分によりまして、直接的効果だけではなく、相応の抑止効果も期待できるものと考えております。

また、この条例につきましては、議決後3か月ほどをかけて、チラシ、市報などで市民に広く周知を行った後、来年1月1日からの施行を予定しております。

また、過料や罰金の額及び条例文などに関しましては、熊本市などの先行自治体を参考に

し、さらに、罰金の規定につきましては、熊本地方検察庁への確認なども行った上で作成をいたしております。

最後に、資料5ページを御覧ください。

別表第3に、環境センターに搬入された際に、別途処理料金が発生するものを規定しております。

現行の条例では、ここに、温水器、ボイラー、1個当たり1000円という規定がございます。今回、この部分を削除するものであります。これは、温水器、ボイラーにつきましては、市内の民間処理施設への搬入、そこでの処理を主としているためであります。

配付しております資料に関しましては、改正後の条例案でありますために、該当部分が既に削除されたものとなっております。

以上で、議案第71号・八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正の説明いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、質疑を受け付けます。質疑ありませんか。

○委員（谷口 徹君） 持ち去り業者さんへの対応なんですけれども、資源の日の集積所に警告啓発看板を設置されるということだったんですけど、それ以外に、業者さんはある程度特定できると思うので、個別の、何かこう周知とか、指導とかというそういった対応は取組はされるかどうかお聞きしたいと思います。

○循環社会推進課長（田中和彦君） 持ち去りをされていらっしゃる特定の業者さんを特定しての個別の指導というのは、現時点で、事前指導というのは考えておりません。集積所への掲示及び市報等のチラシを通じて、この条例を広く市民に周知することが、イコールそういう持ち去りされていらっしゃる業者さんへの周知ということになると思っております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 改正をすれば、これはなぜ改正をするのかというのは、理由はしっかり今言われたんですから。改正をしたならば、改正をしてきたというのは、やっぱり市民の方々。市民の方々だから、どういう徹底をした指導なり、そしてまた改正した理由等も含めてですけども、特に市政協力員さんを通してですね、それはやっぱりぜひともしていただきたい。ただチラシば配るや、中身はほとんど分からないという市民の方ばかりだと思うんですよ。

そこ辺りについては、やっぱり市政協力員を通してですね、市政協力員にもその理由、そしてまた罰則についてもですよ、やっぱり今、他市という、熊本市か。類似の都市、12万人ぐらいの都市の中でですね、どれぐらいやって、どれぐらいの改正しているのかというのは、やっぱりきちっとしたデータを取っての改正ということで理解してよろしいですか。

○循環社会推進課長（田中和彦君） ではまず、1点目の市政協力員の皆様方へをはじめとする市民への周知という部分ですけれども、今回の議会で議決をいただきましたら、10月、11月の2か月をかけて、市内全ての校区の市政協力員さんの例会を訪問して、この条例改正の御説明をする予定と、まずしております。そちらのほうから、まずは広く、チラシの前ですすね、周知のほうを始めたいと考えております。

それと、2点目の類似の条例につきましてですけれども、現在、県内ですと、似たような規模のところであれば、菊池市さん辺りがこのような条例を先般設けられております。この条例になるんですけども、基本的には抑止効果を求めるものが大きな意味合いとなっております。仮に持ち去りの部分についてですけれど

も、熊本市のほうにお尋ねをしておりますと、実際の罰金20万円まで行った案件が昨年度1件だけ。(山本幸廣君「ありましたね、それは」と呼ぶ)はい。というところということで、これは先般の新聞等にも記事が載っておったところでございます。

このような形で、まず周知のほうに力を入れていきたいと思っております。

以上です。

○委員(山本幸廣君) もう1点、ビデオカメラ、これについて、可燃物で600か所ぐらい、可燃物じゃなくてから資源で600ぐらいかな。持ち去りの中で5台というところは大変厳しい今、環境と理解をするんですけども、ビデオカメラの増設というのは、可能性というのは十分あるわけですよ。それが罰則規定を設けて徹底していただければ、そういうことないかもしれないんですけども、そこ辺りは考えておられるんですか。ビデオカメラの。もし、5台じゃなくて、どうしてもということの要望があったときには。

○循環社会推進課長(田中和彦君) 現在、特に不適正排出で御相談をいただいて、頻度が多いところが市内で約30か所ほどございます。こちらの中で頻度が高い場所から5か所ほど、カメラを使いまして、設置を順次行っていきたくて考えておりますが、今、委員おっしゃったように、もしもそれで5台でということであれば、来年度の予算要求等で増大のほうは考えていきたいというふうに考えております。

○委員(山本幸廣君) 結構です。

○委員長(上村哲三君) いいですか、はい。

ほかにありませんか。

○委員(太田広則君) 排出物の調査権限は多分市政協力員ということで、あれなんで、自治会長、町内会長、区長等と書いてあるんですが、これ何か、排出物調査しましたというのは文書で残して、それがそのまま市長の権限で

云々というふうな、何かずっと履歴は取っていかれるのでしょうか。

○循環社会推進課長(田中和彦君) 不適正されたごみの袋の開封と調査につきましては、市政協力員の方でなくて、市の職員だけが行うというふうに考えております。はい。

連絡とかですね、集積所の管理、そういう部分の御連絡は当然市政協力員の方からいただくんですけども、一応そういうことで予定をしております。

○委員(太田広則君) ということは、そこまで、必ず市の職員が開封するということをルールづけてちゃんと広報するわけですね。

○循環社会推進課長(田中和彦君) 今の点につきましては、本県ではですね、他の自治体に関しまして、町内の役員さんが開封されたことについて、ごみを出された方が逆に訴えられるというような案件も発生しておるものですから、実は今年の4月にありました市政協力員の委嘱状交付式のほうに出向かせていただいて、そこで開封のほうは、私どもがやりますのでということで一旦御説明はさせていただいております。

また、今回の条例につきましては、先ほど言いました2か月をかけて回りますところで、再度もう一度繰り返し、市政協力員の方には、お知らせをして対応していきたいと思っております。

以上です。

○委員(太田広則君) ということは、市政協力員さんが開封しない方がいいということは、直接例えば市民の皆様から自分の集積所にこういうのがありましたと言って、担当課に直接電話連絡するのは可能なんですね。

○循環社会推進課長(田中和彦君) 可能です。現時点でも、そういう御連絡をいただく場合がございますので、はい。

○委員(太田広則君) 承知しました。

○委員（山本幸廣君） 排出の状況の調査等の中で、14条からですね、3項目ぐらい、ちょっと目を通せばですね、勧告をした人、従わなければという中でですね、あとについては、従わなければ公表するということですね。

公表はしなければいけないという、条例を改正するわけですから、相手のどこまでその公表するのかというのは、なかなか私たちもこう知っておきたいと思うんですね。どのような公表の仕方をするのかというのをちょっと教えてください。

○循環社会推進課長（田中和彦君） 実際に勧告に従われなかった場合につきましては、最終的に過料もしくは罰金の請求という形になっていきますので、その過料を請求する際に、住所氏名等の公表という形になると考えております。

○委員（山本幸廣君） これは、そこまでせにゃいかんかということに結論はなるわけですけどもですね。やっぱりこのルールを守れば何ということにはなかってすよね。そういうのは、やっぱりその時期的に、どういう勧告の仕方をするのかと、いつまでも従わないと、これはしようがないと思います、これは条例つくるわけですから。

その中に今度加えたわけですから、我々もそれは理解をして、そういう勧告に従わない人に、やはり私たちも、議会としてもですね、その場その場になったときに、やっぱり指導する、勧告にならないようにするということをですね、しっかり執行部としては対応していただきたい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（谷口 徹君） 資源回収をなりわいに行っている業者さんが、個別に家庭とか事業所を回って、いわゆる専ら物、空き缶とか衣類、古紙ですね、そういったのを、特に収集するのを

禁止することではないですね。

○循環社会推進課長（田中和彦君） 今、お話ありました専ら物の回収につきましては、当然なりわいとして認められている、要するに違法なものではありませんので、その部分については、例えば、これで禁止するというようなものではございません。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（木村博幸君） 条例を変えるということで、先ほどから市民の方々とかにどうやって周知するかということで、市政協力員の方々に2か月にわたって説明をするとかチラシと広報と、市報ですね、それでいくということですけど。実際ですね、一般市民で市報は見ない、チラシなんて全然見ない、そういった人もですね、数多くいらっしゃると思うんですね。市政協力員だったって、やっぱりその役員戻って、役員さんとかそういうところであっても、やっぱり、そこに属しない人たちが出てくるのかなと。

持ち去りが本当に業者、法人だけではなくて、多分、個人の方もいらっしゃるんじゃないかなってなると、やっぱり個人の末端までこう周知する方法をですね、やっぱりもう一段やっぱり考えていく必要があるのかなと思います。

形だけ、非常によい取組に見えますが、そういったところで、もし個人だったら、どういった周知の仕方があるのかなというところで、何かお考えはありますか。

○委員長（上村哲三君） 意見です。

○委員（木村博幸君） ああ、意見ですね。私

の意見としては、例えば、コミュニティエフエムですね、八代市もかんでますので、エフエムやつしろさんで定期的に流していくと。例えば、持ち去りがあったということであれば、エフエムやつしろを使って、どんどん広報して、どこどここのところで、どんな方々が持ち去ったようだと、そういうのは、すぐですね、ニュースとして取り上げて流していただく。そういうことがやっぱりそういう市報とかチラシを見ない人で、たまたま電波を聞いている人がおればですね、そういうのがあったよと噂するだけで、周りが警戒してくれるのかな。御本人さんも、そういうところでも名前が出るかもしれないと、非常に効果も出てくるのかなとちょっと思うところです。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（木村博幸君） まだあります。

○委員長（上村哲三君） まだある。

○委員（木村博幸君） それとですね、八代については、結構国際的な都市になってまいりまして、やっぱり外国人の方もいらっしゃいます。外国人の方は全くごみ出しのルールというのは、知らないで八代に来られますので、およそのところはですね、入ってきた事業者の方が説明して教えてくれると思いますが、そういうところで、置いてあるのをですね、持っていくということが罪なのか、そういうのも分からない状態かもしれません。

できれば、そういった外国人を扱っている事業者様にもですね、こういうことで、一部条例は改正されますから、従業員の方が持ち去りなんかにはならないようにという、そういうところもやっぱり説明していただければなと思っ

ているところです。
決して、外国人の人が持ち去るわけじゃないと思いますが、ルールが分からないのは、最初から教えてあげる。やっぱり条例改正があれ

ば、そういう事業者さんにも行って、きちんと外国人の方にも伝わるようなことをされたらと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（谷口 徹君） 10月から11月まで校区を巡回されて市政協力員さんへの説明をされるということでしたけども、先ほどの資源回収をなりわいにされている業者さんと、資源集積所から持ち去られる行為、これを混同しないようなそういう説明もですね、そのときにしていただければと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で意見を終了します。

これより採決いたします。

議案第71号・八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時55分 小会）

（午前10時55分 本会）

◎議案第72号・八代市建築基準条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第72号・八代市建築基準条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○建設部次長兼建築指導課長（宮端晋也君）

おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部次長兼建築指導課長の宮端でございます。よろしくお願いいたします

す。

着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○建設部次長兼建築指導課長（宮端晋也君）

失礼します。

それでは、議案第72号・八代市建築基準条例の一部改正について御説明させていただきます。

議案書は43ページからでございます。

また、説明資料に新旧対照表を添付しておりますので、併せて御覧ください。

まず、改正理由でございますが、建築基準法の改正が令和4年5月20日に公布され、建築基準法第85条並びに同法第87条の3に、新たな規定が追加され、項ずれが生じておりますので、本条例の引用条項の整理を行うものでございます。

改正内容は、資料3ページの新旧対照表のとおりでございます。

施行日は公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第72号・八代市建築基準条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号・八代市手数料条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第73号・八代市手数料条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○建設部次長兼建築指導課長（宮端晋也君）

それでは、引き続きよろしくお願ひいたします。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○建設部次長兼建築指導課長（宮端晋也君）

議案第73号・八代市手数料条例の一部改正について御説明させていただきます。

議案書は45ページからでございます。

また、説明資料が別途ございますので、資料に基づき説明をさせていただきます。

資料の3ページを御覧ください。よろしいでしょうか。

まず、改正理由でございますが、建築基準法の改正並びに長期優良住宅の普及の促進に関する法律、以下長期優良住宅普及促進法と言います。この一部を改正する法律が公布されたことに伴い、引用条項の整理と手数料を新たに規定する必要があるため、八代市手数料条例の一部を改正するものでございます。

建築基準法の改正内容は、仮設建築物に対する制限の緩和を定めた建築基準法第85条に、応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とする規定が追加されたため、項ずれが生じております。

長期優良住宅普及促進法の改正内容ですが、この法律は、長期にわたり住み続けられるための措置が講じられた優良な住宅を普及促進させるための認定制度を定めております。この認定制度は、建築行為、いわゆる新築、増築、改築

の際に、認定を申請することができる制度となっておりましたが、建築行為が伴わなくても、既存の優良な住宅で維持保全を行うものであれば、認定申請が可能となる改正がなされたところです。

手数料条例の改正内容は3点ございます。

①は、手数料条例第2条第96号、第97号中の引用条項に法改正による項ずれがありましたので、文言の整理を行うものです。

②は、手数料条例の別表第15に建築行為が伴わない既存建築物の認定申請手数料を追加しております。

③は、令和3年12月定例会にて改正し、区分所有住宅の申請手数料を追加し、1戸当たりの手数料額を定めておりましたが、1棟当たりの手数料額に改めるものでございます。

施行日は公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第73号・八代市手数料条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前11時02分 小会）

（午前11時08分 本会）

◎議案第63号・令和3年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、決算議案の審査に入ります。

議案第63号・令和3年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（福浦亮二君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）下水道総務課の福浦でございます。よろしく願いいたします。

それでは、着座にて御説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○下水道総務課長（福浦亮二君） 議案第63号・令和3年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

別冊の令和3年度八代市下水道事業会計決算書をお願いいたします。

表紙を1枚おめくりいただきまして、目次でございます。

当該決算書は、大きく決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書の4つの項目で構成されていますが、初めに、事業報告書の概況から御説明させていただきます。

19ページをお願いいたします。

まず、総括的事項でございますが、本市の下水道事業は、昭和56年度の供用開始以来、今日まで、公共用水域の水質保全、浸水被害の防止など、快適で安全な生活環境の向上に寄与しているところでございます。

令和3年度末の排水人口は6万660人、排水面積は1850ヘクタール、年間の総処理水量は706万177立方メートル、有収水量は

581万7730立方メートルで、総処理水量に対する有収水量の割合であります有収率は82.4%でございます。

今後有収率向上のための不明水対策や、水洗化率向上のための未接続世帯への戸別訪問を継続して行うとともに、八代市下水道事業経営戦略に基づき、より一層の経営健全化に向けた効率的な運営に努めてまいります。

次に、管渠施設整備事業としましては、八代・八代東部処理区では、八千把校区、麦島校区及び宮地校区など、千丁処理区では、古閑出地区及び西牟田上地区など、鏡処理区では、両出地区及び貝洲地区などにおきまして、それぞれ管渠施設工事を施工し、合わせて4.82キロメートルの整備を行っております。

また、古閑排水区の田中西町周辺におきまして、浸水被害軽減を図るため、平成30年度から北部中央公園地下に整備を実施してきました雨水調整池については、令和3年6月に竣工し、7月より供用開始を行っております。

さらに、ポンプ場施設整備事業としましては、新開町にあります中央ポンプ場の改築に伴う第5期目の工事に着手し、加えて、水処理センター4池目増設に関する汚泥処理設備の増設に向け、詳細設計に着手しております。

また、ストックマネジメント計画に基づきます管の更生工事やマンホールポンプの改築、マンホール蓋の更新などを実施しております。

なお、管渠施設整備事業のうち4億4475万7500円が、ポンプ場施設整備事業のうち2億3360万円が、水処理センター施設整備事業のうち4380万円がそれぞれ年度内に完了できず、令和4年度へ繰越しを行っております。これは主に、国の1次補正予算に伴う3月補正分と新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、関係機関との協議に不測の日数を要したことなどによるものでございます。

下水道事業につきましては、八代市汚水適正

処理構想に基づき、計画的に下水道の整備を進め、普及率の向上を図ってまいります。

次に、経営状況についてでございますが、これは後ほど決算報告書のところで御説明いたします。

おめくりいただきまして、20ページは経営指標に関する事項、議会議決事項及び職員に関する事項、次の21ページから26ページまでは、工事関係で、税込み200万円以上の建設改良工事の概況及び税込み100万以上の保存工事の概況などについてそれぞれ記載しておりますが、個別の説明は割愛させていただきます。

27ページをお願いいたします。

業務量でございます。表の中ほどの行政区内人口12万3052人に対して処理区域内人口は5万9567人でございますので、普及率は48.4%。また、処理区域内人口に対して水洗化人口は5万2265人でございますので、水洗化率は87.7%でございます。

また、事業認可区域面積は、昨年度と同様で、2128.1ヘクタールに対して、整備面積(汚水)は57ヘクタール増加し、1801.9ヘクタールでございますので、整備率は2.7ポイント増加し、84.7%でございます。

おめくりいただきまして、28ページの事業収入に関する事項につきましては、後ほど決算報告書のところで御説明いたします。

28ページ下段の、参考、現年分下水道使用料に係る調定及び収入でございますが、税込みで調定額は11億9938万5730円、収入済額は10億7925万6090円、未収額は1億2012万9640円。徴収率は0.1ポイント減少し、89.98%でございます。

これらは、いずれも決算時点である3月31日現在の数値でございますので、令和4年度になって納付される3月分の下水道使用料の口座

振替分や自主納付分がほとんど反映されていないところでの数値でございます。

なお、参考までに申し上げますと、5月末までの納付額を反映させた場合の徴収率は98.02%でございます。

次のページの事業費に関する事項につきましても、後ほど決算報告書のところで御説明いたします。

おめぐりいただきまして、30ページから32ページは会計でございますが、税込み1000万以上の工事請負契約及び500万円以上の委託契約につきましては記載のとおりでございます。説明は割愛させていただきます。

33ページをお願いいたします。

企業債及び一時借入金の概況でございます。

前年度末の企業債の残高は228億3509万4672円でございます。令和3年度は、地方公共団体金融機構から12億4820万円、熊本中央信用金庫から3億8650万円、合わせて16億3470万円を借り入れる一方、地方公共団体金融機構などへ、合わせて18億354万8020円を償還いたしておりますので、令和3年度末の企業債の残高は、前年度末より1億6884万8020円減少し、226億6624万6652円となっております。

申し訳ございませんが、お戻りいただきまして、2ページをお願いいたします。

令和3年度八代市下水道事業決算報告書でございます。

企業会計では、当該年度の損益取引に関わる収入、支出である収益的収支と資産、負債及び資本の増減に関する取引に伴う収入・支出である資本的収支の二本立ての予算・決算となっております。

なお、決算の内容につきましては、別冊の建設環境委員会資料と記載されております1枚物の資料で説明させていただきます。

この資料につきましては、1000円単位で端数を整理して作成しておりますとともに、収益的収支につきましては、経営成績を表します損益計算書に合わせまして、消費税抜きの数値で作成しておりますことを御理解願います。

まず、左側の表の収益的収支の収入でございますが、項1・営業収益は、13億1438万6000円でございます。内訳は、目1・下水道使用料10億9186万2000円、目2・雨水処理負担金2億2093万9000円、目3・その他の営業収益158万5000円は、督促手数料133万円及び排水設備指定工事店証交付手数料25万5000円などでございます。

項2・営業外収益は19億3292万4000円でございます。内訳の目2・他会計負担金7億3587万1000円は、水洗便所の普及等に要する経費、児童手当に要する経費及び処理に関する減価償却及び企業債利息などに充当した基準内繰入金でございます。

目3・長期前受金戻入11億9393万6000円は、償却資産を整備、取得した際に受け入れた国庫補助金や受益者負担金などを耐用年数で割って収益したものでございます。

目4・雑収益107万7000円は、下水道使用料延滞金54万7000円及び仮事務所退去に伴う敷金等返還40万7000円などでございます。

目5・国庫補助金204万円は、排水設備工事費助成金に対する国庫補助金でございます。

以上、収入合計は32億4731万でございます。

次に、収益的支出でございますが、項1・営業費用は24億9988万3000円でございます。

内訳の目1・管渠費5359万2000円は、管渠施設の維持管理に要する費用でございます。その主なものは、マンホールポンプ修

繕、下水道台帳作成業務委託、マンホールポンプの動力費などでございます。

目2・ポンプ場費3673万6000円は、各ポンプ場の維持管理に要する費用でございます。その主なものは、ポンプ場の施設修繕、保守点検業務委託、動力費などでございます。

目3・水処理センター費3億5499万8000円は、水処理センターの維持管理に要する費用でございます。その主なものは、一般職5名分の人件費、水処理センター運転業務委託費及び汚泥処理業務委託費などでございます。

目4・流域下水道管理費1億3518万円は、八代北部流域下水道維持管理負担金でございます。

目5・総係費1億5228万1000円は、業務全般に関する費用でございます。その主なものは、一般職14名分の人件費、検針、徴収及び水洗化業務委託料、排水設備工事費助成金などでございます。

目6・減価償却費は17億6057万8000円でございます。

項2・営業外費用は3億1671万4000円でございます。内訳は、目1・支払利息3億926万4000円などでございます。

以上、支出合計は28億1693万4000円でございますので、資料右下の欄外に記載しております収益的収支では、4億3037万6000円の純利益が生じております。

次に、右側の資本的収支の資本的収入でございますが、項1・企業債は16億3470万円でございます。

項2・補助金は10億6149万9000円でございます。内訳は、目1・国庫補助金8億6022万1000円、目2・他会計補助金2億127万8000円でございます。

項3・受益者負担金及び分担金は5365万7000円でございます。

項4・負担金は1億7975万6000円で

ございます。内訳は、目1・他会計負担金1億7975万6000円でございます。

以上、資本的収入合計は29億2961万2000円でございます。

次に、資本的支出でございますが、項1・建設改良費は21億8408万7000円でございます。内訳は、目1・管渠施設整備費17億103万6000円、目2・ポンプ場施設整備費4億4419万7000円、目3・水処理センター施設整備費2596万1000円などでございます。

項2・企業債償還金は18億354万8000円でございます。

以上、資本的支出合計は39億8763万5000円でございます。

下の欄外に記載しておりますが、資本的収支は10億5802万3000円が不足しますが、これは、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億174万などで補填しております。

次に、決算書に戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。財務諸表でございます。

おめくりいただきまして、9ページ、10ページは損益計算書でございます。

10ページの下から4行目の当年度純利益でございますが、前年度より約3150万円増加し、4億3037万6107円でございます。純利益が前年度より増加した主な理由は、水処理センター費など営業費用が約4700万円増加し、他会計負担金など営業収益が約3600万円減少したことにより、営業損失が約8300万円増加したものの、営業外収益の他会計負担金で約5200万円、長期前受金戻入で、約3700万円それぞれ増加し、営業外利益が約1億500万円増加したことによるものでございます。

次の11ページは、剰余金計算書ございま

す。

まず、資本金は、当年度における処分や変動額がございませんでしたので、当年度末残高は前年度末残高と同額となっております。

次に、剰余金のうち資本剰余金でございますが、一般会計からの土地所管替えに伴い、受贈財産評価額が3060円増の4億4488万5089円となり、当年度末残高合計は7億9774万4981円となっております。

次に、利益剰余金でございますが、議会の議決により処分を行った前年度末の未処分利益剰余金8億7491万6208円のうち3億9887万7226円につきまして減債積立金に積立てを行った後に取崩しを行い、それに当年度純利益である4億3037万6107円を加えた当年度末の未処分利益剰余金残高は8億2925万3333円となっております。

次の12ページは剰余金処分計算書でございます。

表の右上、未処分利益剰余金8億2925万3333円は、本議案の議決をいただきますと、4億3037万6107円を減債積立金に積み立て、残りの3億9887万7226円を資本金へ組み入れる予定でございます。

13ページから15ページまでは、貸借対照表でございます。

この表は、令和3年度末における企業の財政状態を明らかにするもので、事業年度内における損益や資産、負債及び資本の増減結果を反映し、資産合計と負債と資本の合計が一致することからバランスシートとも言われ、実際、14ページの右上の資産合計の二重下線、500億7811万6335円と15ページの右下の負債・資本合計の二重下線の金額は一致いたしております。

次に、飛びまして、35ページをお願いいたします。附属明細書でございます。

おめくりいただきまして、37ページはキャ

ッシュ・フロー計算書でございます。この計算書は、一事業年度の資金収支の状況を3つの活動区分、業務活動、投資活動、財務活動ごとに表示した報告書でございます。

おめくりいただきまして、38ページから44ページまでは、収益・費用明細書でございますが、先ほど資料で説明いたしました内容と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

次の45ページから46ページまでは、固定資産明細書でございます。有形固定資産及び無形固定資産につきまして、当該期間中の資産の増減について、資産の種類ごとに整理し、記載しております。

次の47ページから54ページまでは企業債明細書でございます。借入れ先ごとに、発行総額、償還額、利率、償還終期などについて記載しております。

最後になりますが、55ページから57ページをお願いいたします。

注記としまして、重要な会計方針に関わる事項であります固定資産の減価償却の方法、引当金の計上方法及び消費税等の会計処理並びに貸借対照表に関する注記、その他注記について、それぞれ記載しております。

下水道事業につきましては、今後とも、経費の縮減及び収入の確保などを図るとともに、汚水適正処理構想及び下水道事業経営戦略に基づきまして、計画的、効率的な施設整備を進め、生活環境の改善と経営の健全化に努めてまいります。

以上で、議案第63号・令和3年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑があったらお願いします。ありませんか。（「あります、ち

よっとお待ちください、見つけきらん」と呼ぶ者あり)

何ば聞こごたっか言うてんか。「はい」と呼ぶ者あり) ざっくり言うてんか。訳分からせんけん。

○委員(木村博幸君) あのですね、ちょっと資料を見つつけきらんとですけど。非常に下水道処理の事業会計ですね、適正にされていると思いますし、その中でですね、前年度2年度に対して3年度で非常に絞られたといいますか、節減されたのか、令和3年度のほうが少なく支出がなっていたところがありまして、それはポンプ場の動力費とかの項目4億2000万円だったかな。そのぐらい。ちょっと金額がですね、ちょっと出てきませんが、少なくなった理由をですね、聞きたかったなと思っておりました。

何ページだったか、ちょっとですね。

○下水道総務課主幹兼経営係長(園田哲次君) 経営係、園田です。

ポンプ場費のほうが、令和2年度に対して、支出が削減されているというところでよろしいですかね。はい。

実際、資料としましては、別冊の資料の1枚物の中で比較しますと約3600万程度、前年度より削減をされております。

主な内容としましては、令和2年度はですね、麦島ポンプ場の外壁改修工事というのをやっております、そちらが大体2750万程度ございました。それがなくなったというところが大きな要因かなというふうに思っております。

以上です。

○委員長(上村哲三君) ありがとう。

よろしいですか、木村委員。

○委員(木村博幸君) はい、いいです。

○委員長(上村哲三君) ほかにありませんか。

○委員(谷口 徹君) 収益的収支の収益的収入の中の目2・雨水処理負担金なんですけども、こちらは、雨が降ったほうが市にはよいのか悪いのか。その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思いますけど。

○下水道総務課主幹兼経営係長(園田哲次君)

雨水処理負担金につきましては、一般会計からの基準内繰入金ということで、雨水については一般会計で負担をするというルールがございます。こちらの雨水の負担金は、先ほど申しました、例えば麦島ポンプ場ですか、雨水に係るポンプ場がございます。

そういったことを動かす経費、動力費も含めてなんですけども、そういった経費を全て一般会計から負担していただいているという部分での収入になっておりまして、今年が前年度よりかなり削減、4800万程度落ちているんですけども、それにつきましては、先ほどの木村委員のお話と絡むんですけども、麦島ポンプ場の外壁改修工事2700万程度減額になったというお話ししたと思うんですけども、その経費も全て雨水の負担金としていただいていたので、その分が、工事がなくなりましたので負担金としては、収入がないということで、今回大きく減っているというところが大きな点というところでございます。

○委員長(上村哲三君) 係長、今の質問で、ほら雨がいっぱいあったほうがいいのか悪いのか、どうなのかっていうそういう質問で。

○下水道総務課主幹兼経営係長(園田哲次君)

すいません。雨が深いほうが。結論から言いますと雨が降った場合には、当然ポンプ場の経費とか動力で動きますので、その分は一般会計からの負担金が増えてしまうというところになります。なので、下水道事業としては、降っても降らなくても、必要な経費は全ていただくという形になりますので、一般会計のほうが負担が大きくなってしまうというところになってお

ります。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 谷口委員、今のよろしいですか。今の答えで。

○委員（谷口 徹君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（山本幸廣君） 執行部におかれてはですね、この下水道事業というのは、大変心配をしながらその事業を進めていかないかというのは、やはり繰入れがどうしてもあるわけですね。

だから、事業の抑制となかなかいけないんですけども、経費の縮減には努力しているということですので、ぜひともそこら辺りにはですね、やっぱり市民の税が投入されるということで、会計を見てもですね、もう本当に厳しい中でのですね、担当部の苦勞しながら事業を進めていく。その中でもですね、市民の税金が投入されとるということですので、どうかひとつ工事についてもですね、明快な中で、そしてまた、きちっとしたですね、入札関係もしていただき、そういうところ心がけて経費の縮減に努力をしてください。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第63号・令和3年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

執行部は御退室願います。

（執行部 退席）

○委員長（上村哲三君） 以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長（上村哲三君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

○委員（山本幸廣君） コロナもある程度ということなんですけども、収束しつつありますけども、12月定例会までにはですね、何か委員長、副委員長、そしてまた私たちも一緒にですね、管内の調査でも。市民の皆さん方が期待をしている建設環境委員会ですから、何かの方向性、何かの計画を立てていただきたいと思えます。

○委員長（上村哲三君） はい。具体的にあれば、ぜひ。

○委員（山本幸廣君） 後から皆さんで。

○委員（谷川 登君） 具体的によろございま

すか。

関連しますが、建設環境委員会の中で、いろいろ、言いたかったんですが、台風14号の被害があつてですね、メンバーがいますので、ぜひこの現地はですね、こういった被害を受けていると。二、三日前もですね、県道のほうが崩落というようなことで、非常にこう建設環境委員会委員の皆さんには、ぜひ現地を見てもらいたいという気持ちがありますので、どうかその調査を入れていただければなと思います。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 今、谷川副委員長が言われたように、私も今回審査をしたですね、急傾斜地と崖地と、これは先ほどあつた、まだダブつたですね、事業なんですよ。この事業というのはですね。

ですから、どういう危険地域が、傾斜地の地域があるのか。そして今回の崖地についての地域というのは、どういうところが対象になるのか。東陽町もあるもんですけながら、五家荘、災害と一緒になつた中で、計画を組んでいただければなと思いますが。

○委員長（上村哲三君） 皆さん、意見をそのような形で、まずは進めてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 地理的な要因もありますので、もしかしたら集合時間が早くなるかですね、恐らく行ったら、泉管内しか調べられないと思います。管内調査できないと思いますので、その辺りもちょっと執行部のほうと打合せをしてですね、皆さんにもう一回お示しをして決めていきたいと思いますので。じゃあ、その方向で進めてまいります。はい。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

閉会中の継続審査及び調査についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査・意見については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査を申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって建設環境委員会を散会いたします。

（午前11時46分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年9月30日
建設環境委員会
委員長